一六九一―九九―二（N―エチル―N―（二―ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド）
二四四八―〇九―七（N―（二―ヒドロキシエチル）―N―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド）
三〇七―三五―七（ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド）

○外務省告示第七十七号

平成二十六年三月三日にジョージタウンで、ガイアナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガイアナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　手塚義雅在ガイアナ大使
ガイアナ側　キャロリン・ロドリゲス＝バーケット外務大臣

平成二十六年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十八号

平成二十六年三月四日にビエンチャンで、環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億八千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十六年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十九号

平成二十六年三月四日にビエンチャンで、南部地域前期中等教育環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南部地域前期中等教育環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十億六千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十六年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十号

平成二十六年三月四日にビエンチャンで、気象水文システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気象水文システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億八千四百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十六年三月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第九十二号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十六年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第四百三十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年十二月十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22885号
2　登録年月日　平成25年12月16日
3　農林水産植物の種類
Impatiens walleriana Hook. f.
4　登録品種の名称　BALPAPISM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4

○農林水産省告示第四百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年十二月二十日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22914号
2　登録年月日　平成25年12月20日
3　農林水産植物の種類
Schlumbergera Lem.
4　登録品種の名称　リャマ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
薄葉久長
福島県いわき市平上平窪字原田26―4

○農林水産省告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県志摩市磯部町恵利原字上ノ館端一七の一四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市多和槙川二〇一の三七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊市詫間町大浜字西浜乙一四四の一一一、乙一四四の一一八、乙一四四の一一九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を北海道庁並びに芦別市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）